

令和4年度事業案内

# 共済事業のしおり

「民間社会福祉事業職員共済事業」は、  
社会福祉施設で働く職員の福利増進を目的に、  
退会共済金と慶弔見舞金の給付を行っています。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

# 共済事業の概要

## 1 会費

毎月の負担額：標準給与額※の1,000分の57.5(会員と事業主で折半)

標準給与額は加入時の本俸額で決定され、その後は年に1度改定されます。昇給等により会費が変動することがあります。(※標準給与額は県社協のホームページでご確認ください。)

## 2 会共済金の給付

- ◆ 在会期間が1年未満の退職者  
・・・会員の会費納入額に相当する額
- ◆ 在会期間が1年以上の退職者  
・・・退職前1年間の標準給与額の平均 × 在会期間月数に応じた給付率※

<退会共済金の計算例>

加入・・・平成19年4月1日 退職・・・令和4年3月31日 在会期間・・・15年(給付率8.64)

令和3年4月から令和3年6月までの本俸月額200,000円(標準給与額203,000円)

令和3年7月から退職までの本俸月額205,000円(標準給与額208,000円)

計算式：(203,000円×3か月+208,000円×9か月)÷12=206,750円(a)、(a)×8.64=1,786,320円(b)

退会共済金支給額：(b)の100円未満を切り上げた額=1,786,400円

退会共済金の支給額に関するお問合せには回答しかねますので、ホームページの「退会共済金シミュレーション」をご参照ください。(※給付率は県社協のホームページでご確認ください。)

## 3 慶弔見舞金の給付

- ◆ 慶祝金・・・1万円  
会員が結婚した場合、会員又は会員の配偶者が出産した場合
- ◆ 見舞金・・・1万円  
会員が病気やけがのため1か月以上長期療養した場合(自宅療養を含む。)、火災、水害又は台風などの災害によって、自宅が全半焼、全半壊、床上浸水等の被害に遭った場合
- ◆ 弔慰金・・・3万円  
会員が死亡した場合

慶弔見舞金の申請期間は、事由発生日から1年間です。

長期療養の場合は、療養開始から1か月を経過した日から1年間です。(療養期間中でも申請も可)

### ◎退会共済金・慶弔見舞金の支給時期

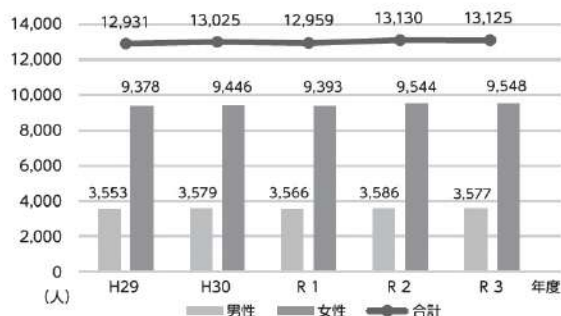
毎月8日までに県社協で受理された申請に対する給付金は、その月の末日までに県社協から事業主へ送金されます。その後、事業主から会員(職員)に支給されます。

### ◎転職後の継続加入について

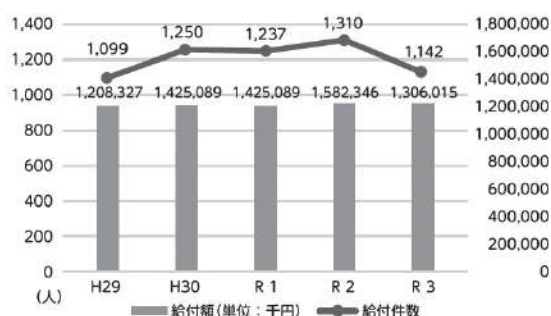
退職日と転職後の採用日が1日も空かない場合は、「転出・転入届」を提出していただくことで継続することができます。(退会共済金請求書が提出されている場合は、転職先で改めて加入することとなります。退会共済金請求を取り消すことはできません。)

# 令和3年度の事業報告

## 加入者数



## 退会共済金の給付

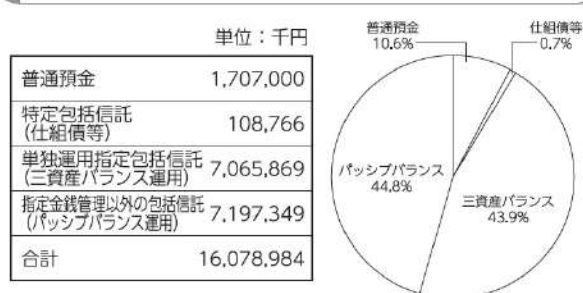


## 収支の状況

単位：千円

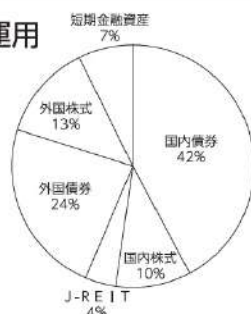
部	項目	金額
収入の部	退職共済預り金収入	1,826,040
	償還金収入	905
	償還利子収入	11
	受取利息配当金収入	1
	合計	1,826,957
支出の部	退会共済預り金返還支出	1,306,015
	慶弔見舞金	7,340
	運営費	18,086
	積立額	495,516
	合計	1,826,957

## 退職共済管理資産の内訳

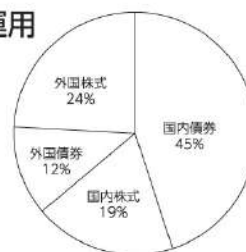


## 運用実績と資金構成

三資産バランス運用  
2.19%



パッシブバランス運用  
4.42%



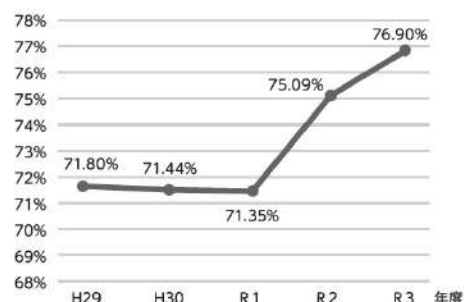
## これまでの運用利回り

年度	三資産バランス	パッシブバランス
H29	0.83%	—
H30	1.08%	—
R1	0.12%	—
R2	6.79%	—
R3	2.19%	4.42

(総合修正利回り・信託報酬控除前)

## 責任準備金率の推移

年度	責任準備金率	目標値
H29	71.80%	74.00%
H30	71.44%	75.00%
R1	71.35%	76.00%
R2	75.09%	76.00%
R3	76.90%	77.00%



資産の運用は、平成 21 年度から三菱 UFJ 信託銀行株式会社に委託し、共済事業の資産運用に関する基本方針に基づいて行っています。

# 積立水準回復計画

共済事業の財政運営の健全化を図るため、共済事業運営委員会で検討を重ね、共済契約者(事業主)と会員(職員)の意向を聴取し、共済事業規程に基づき「積立水準回復計画」を策定し、平成27年4月から実施しています。

## 1 会費の引き上げ

平成27年7月から会費及び事業主負担額を1,000分の50から1,000分の57.5に引き上げました。

## 2 給付事業の見直し

- ◇平成27年4月から会員が死亡した場合の死亡弔慰金の給付額を減額し、配偶者が死亡した場合の給付を廃止
- ◇平成28年3月31日をもって、健康管理助成金及び生活資金融資事業を廃止

## 3 資産運用と経費の節減

運用リスクをできる限り回避し、目標運用利回り(3%)の達成と、運営事務費(人件費、事務諸経費)の節減に努めます。

## 4 計画の期間

平成27年度から35年間

## 5 計画の定期検証

積立水準回復計画の実施状況は、毎年、年度末における責任準備金率と「金融機関による収支予測計算の結果」の積立比率を比較して検証します。

## 6 計画の変更

定期検証の結果、責任準備金率が回復しないと判断した場合は、会費及び事業主負担額を1,000分の57.5から1,000分の60に引き上げます。  
また、積立不足額が解消した場合は、会費及び事業主負担額を1,000分の50に戻します。

## 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8地割1番3  
TEL: 019-601-7018 FAX: 019-637-4255  
ホームページ <http://www.iwate-shakyo.or.jp/>

共済事業の詳細や各種手続きについてはホームページでご確認いただけます。  
また、各種様式のダウンロード、退会共済金の支給額のシミュレーションもできますので、  
ご活用ください。